第三十九条の百十二第十五項を同条第十六項とし、同条第十四項を同条第十五項とし、同条第十三項中「第六十八条の八十八第十九項」を「第六十八条の八十八第二十二項」に改め、同項を同条第十四項とし、同条第十二項中「第六十八条の八十八第十九項」を「第六十八条の八十八第二十二項」に改め、同項を同条第十三項とし、同条第十一項の次に次の一項を加える。

12　国税通則法施行令第三十条の三の規定は、法第六十八条の八十八第九項の規定により同項の帳簿書類を留め置く場合について準用する。

第三十九条の百十二の二第一項第一号中「第六十八条の八十八第十六項第一号」を「第六十八条の八十八第十八項第一号」に改める。

第三十九条の百十八第九項中「金額が」を「金額（以下この項において「益金算入額」という。）が」に、「益金の額に算入された金額は」を「益金算入額は」に、「当該連結法人に係る特定外国子会社等の本店所在地国が当該特定外国子会社等の」を「当該益金算入額のうち、その」に、「である場合には、当該連結国外所得金額に含まれる金額は、当該益金の額に算入された金額の三分の一に相当する金額とする」を「に本店又は主たる事務所を有する特定外国子会社等に係る部分の金額については、この限りでない」に改める。

第三十九条の百二十七第三項中「第六十条の二第一項」を「第六十条の二」に改める。

第四十条の二第三項中「すべて」を「全て」に改め、同条第十六項中「第三十二条第一項」に、「同条第八号」を「同項第八号」に改める。

第四十条の二の二第一項から第三項までの規定中「すべて」を「全て」に改め、同条第十一項中「第三十二条」を「第三十二条第一項」に、「同条第八号」を「同項第八号」に改める。

第四十二条の六第一項中「第二条第四項第一号」を「（平成十一年法律第百三十一号）第二条第四項第一号」に改める。

第四十七条第十一号中「ガス事業法」の下に「（昭和二十九年法律第五十一号）」を加える。

附　則

（施行期日）

第一条　この政令は、公布の日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一　目次の改正規定、第一条の二第三項の表の改正規定、第五条の三第二項の改正規定、第五条の四を削る改正規定、第五条の四の二の改正規定、同条を第五条の四とする改正規定、第五条の五第八項の改正規定、第五条の六の改正規定、第五条の七の改正規定、第五条の八の改正規定、第五条の九の改正規定、第五条の十一を削る改正規定、第六条の改正規定、第六条の二（見出しを含む。）の改正規定、第十条に一号を加える改正規定、第二十七条の五を削る改正規定、第二十七条の五の二の改正規定、同条を第二十七条の五とする改正規定、第二十七条の七及び第二十七条の八の改正規定、第二十七条の十三第二項の改正規定、第二十八条の五の改正規定、第二十八条の六の改正規定、第二十八条の七（見出しを含む。）の改正規定、第三十条第一項に一号を加える改正規定、第三十二条の改正規定、第三十二条の四の改正規定、第三十三条の四の改正規定、第三十三条の七（見出しを含む。）の改正規定、第三十五条第二項の改正規定、第三十六条第五項及び第三十六条の二第四項の改正規定、第三章第四節を削る改正規定、同章中第四節の二を第四節とし、第四節の三を第四節の二とする改正規定、第三十九条の十八第九項の改正規定、第三十九条の三十一第四項及び第三十九条の三十二第一項の改正規定、第三十九条の三十五第五項の改正規定、第三十九条の三十五の四の改正規定、第三十九条の三十六第四項の改正規定、第三十九条の四十を削る改正規定、第三十九条の四十の二の改正規定、同条を第三十九条の四十とする改正規定、第三十九条の四十二の改正規定、第三十九条の四十五の三の改正規定、第三十九条の四十九の改正規定、第三十九条の五十及び第三十九条の五十一の改正規定、第三十九条の五十二（見出しを含む。）の改正規定、第三十九条の六十九第一項に一号を加える改正規定、第三十九条の七十四の改正規定、第三十九条の八十五（見出しを含む。）の改正規定、第三十九条の百十八第九項の改正規定、第四十二条の六第一項の改正規定並びに第四十七条第十一号の改正規定並びに次条から附則第四条まで、第二十一条（第二条第八号の改正規定を除く。）、第二十二条（第十六条第六項の表の改正規定を除く。）及び第二十三条の規定　平成二十四年四月一日

二　第四条の七の二に一項を加える改正規定、第十二条の改正規定、第十二条の二（見出しを含む。）の改正規定、第十九条の三に一項を加える改正規定、第十九条の四に一項を加える改正規定、第二十二条第一項の改正規定、第二十二条の八第二十九項第三号の改正規定、第二十五条の十の十に一項を加える改正規定、第二十五条の十一の二の改正規定（同条第十九項第八号に係る部分を除く。）、第二十五条の十二の二の改正規定（同条第二十一項第八号に係る部分を除く。）、第二十六条の二十一に一項を加える改正規定、第二十六条の二十六の改正規定（同条第十項第八号に係る部分を除く。）、第二十六条の二十九の二第三項の改正規定、第三十九条の十二第十二項の次に一項を加える改正規定及び第三十九条の百十二第十一項の次に一項を加える改正規定並びに附則第五条の規定　平成二十五年一月一日

三　第二十五条の十三の七に一項を加える改正規定　平成二十六年一月一日

四　第三十六条の三の改正規定及び第三章第三節の五中同条を第三十七条とする改正規定並びに附則第二十一条（第二条第八号の改正規定に限る。）及び第二十二条（第十六条第六項の表の改正規定に限る。）の規定　平成二十四年四月一日又は特定多国籍企業による研究開発事業等の促進に関する特別措置法（平成二十三年法律第　　号）の施行の日のいずれか遅い日

（エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の特別償却又は所得税額の特別控除に関する経過措置）

第二条　経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号。以下「改正法」という。）附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる改正法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法（以下「旧法」という。）第十条の二の二の規定に基づく改正前の租税特別措置法施行令（以下「旧令」という。）第五条の四の規定は、なおその効力を有する。この場合において、同条第十二項中「及び同条第四項、法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の三第三項及び第四項」とあるのは「及び同条第四項、経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）第十九条の規定による改正後の租税特別措置法第十条第一項から第六項まで、第十条の二の二第三項及び第四項」と、「、第四項及び第六項、第十条の五第三項及び第四項、第十条の六第一項」とあるのは「及び第四項、第十条の五第一項」と、「規定並びに」とあるのは「規定」と、「規定を」とあるのは「規定並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十五号）第八条第二項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

2　改正法附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条の二の二の規定の適用がある場合における改正後の租税特別措置法施行令（以下「新令」という。）第五条の三から第五条の五まで、第五条の七及び第五条の八の規定の適用については、新令第五条の三第二項、第五条の四第八項、第五条の五第八項、第五条の七第三項及び第五条の八第五項中「規定を」とあるのは「規定並びに経済社会の構造の変化に対応した税制の構築を図るための所得税法等の一部を改正する法律（平成二十三年法律第百十四号）附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる同法第十九条の規定による改正前の租税特別措置法第十条の二の二第三項及び第四項の規定を」と、「同法」とあるのは「所得税法」とする。

（所得税の額から控除される特別控除額の特例に関する経過措置）

第三条　改正法附則第四十五条の規定によりなおその効力を有するものとされる旧法第十条の二の二の規定の適用がある場合における改正法第十九条の規定による改正後の租税特別措置法（以下「新法」という。）第十条の六の規定に基づく新令第五条の九の規定の適用については、次の表の上欄に掲げる同条の規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の下欄に掲げる字句とする。